

(別 添)

事 務 連 絡

平成 24 年 8 月 28 日

地方厚生（支）局保険主管課

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）

後期高齢者医療主管課（部）

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局保険課

厚生労働省保険局国民健康保険課

厚生労働省保険局高齢者医療課

平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者等の  
一部負担金等免除証明書の取扱いに係るポスターの送付及び  
この取扱いに関する留意点について

平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者等（以下「被災被保険者等」という。）の一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）の取扱いについては、「平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 24 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡。）でお示ししているところです。

今般、この取扱いに関する周知用ポスターを別添のとおり作成し、各都道府県の国民健康保険団体連合会を通じて保険医療機関等へ周知していますので、内容を御了知の上、貴管下保険者及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。

また、平成 24 年 10 月 1 日以降は、保険医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示した被災被保険者等についてのみ、一部負担金の支払を免除することとなりますが、保険医療機関等の窓口で、被災被保険者等がこの免除証明書を提示できなかった場合には、「東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等（窓口負担）の免除に関する Q & A について」（平成 23 年 5 月 18 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡及び同日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）でお示した取扱いと同様に、別添 Q & A のとおり取扱うことといたしますので、あわせて御留意いただき、貴管下保険者及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。

医療保険の一部負担金の免除について(医療機関、患者あてのQ&A)  
(市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度・健康保険・船員保険)

【一部負担金の還付関係等】

問1 平成24年10月1日以降、医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示できなかった場合、一部負担金は免除にならないのか。

(答)

平成24年10月1日以降は、有効期限が更新された免除証明書を医療機関等に提示しない場合、原則として一部負担金の支払いが必要になります。ただし、免除証明書が手元に届いていない場合など、提示できなかったことがやむを得ないと認められるときは、ご加入の医療保険の保険者に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

問2 保険者から還付を受けるためには、どのような書類が必要になるのか。

(答)

すでに支払ってしまった一部負担金の還付を受けるためには、ご加入の医療保険の保険者に還付申請書を提出する必要があります。還付申請書を提出する際には、

- ①免除証明書(免除証明書の交付申請がお済みでない方は免除申請書)
- ②医療機関等が発行した領収証など、支払った一部負担金の金額が確認できる書類

を併せてご提示ください。なお、還付申請書を提出する時点で、有効期限が更新された免除証明書が手元に届いていない場合には、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせください。